	ウ）国際標準化機構の文書ＩＳＯ9001：2008等に準拠した品質管理プログラムの下で製造されていること。 エ）当該物件は、セラミック材に金属をろう付けした構造であり、破裂強度は1800kPa以上であること。 オ）ガスを充てんする前に、1×10^{-10}㎤／sの防漏基準に適合していること。 ２）中性子探知機を個々の部品として輸送する場合は、次の基準に従い輸送すること。 ア）内蔵されているガスが十分吸収できる量の吸収材を詰め、プラスチック製の内張りがされた中間容器に収納すること。 イ）強固な外装容器に収納し、包装物は、1.8ｍの高さから落下させても収納物の漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷を起こさないものであること。 ウ）一の外装容器におけるガスの最大正味量は53ｇを超えないこと。 ３）１）の基準に適合した探知機を内蔵した装置は、次の基準に従い輸送すること。 ア）強固な密閉された外装ケースに収納すること。 イ）収納されているガスが十分吸収できる量により吸収材を外装ケースに詰めること。 ウ）当該装置の外装ケースの強度により十分に保護されていない場合にあっては、1.8ｍの高さから落下させても収納物の漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷を起こさない強固な外装容器に収納すること。 ４）本特別規定に従って輸送することについて、第17条第１項に規定する書類に記載しなければならない。この場合、別表第一の容器及び包装等の欄に掲げる数字は記載しないこと。また、包装物の表面には、ラベルＦ及びラベルＱを貼付しなければならない。

別表第１備考二の表Ａ191の項の次に次のように加える。

A192	第15条に規定する品名等の表示及び第17条第１項に規定する書類の品名は、以下のとおりとすることができる。 １）「塗料」及び「塗料関連物質」が同一の外装容器に収納される場合、「塗料関連物質」 ２）「塗料（腐食性かつ引火性のもの）」及び「塗料関連物質（腐食性かつ引火性のもの）」が同一の外装容器に収納される場合、「塗料関連物質（腐食性かつ引火性のもの）」 ３）「塗料（引火性かつ腐食性のもの）」及び「塗料関連物質（引火性かつ腐食性のもの）」が同一の外装容器に収納される場合、「塗料関連物質（引火性かつ腐食性のもの）」 ４）「印刷インク」及び「印刷インク関連物質」が同一の外装容器に収納される場合、「印刷インク関連物質」
A195	開放装置を有する小型圧力容器が含まれる場合、当該圧力容器は以下の要件に従うこと。 ア）0.5ℓ以下の容積で、かつ15℃において25バール以下の充てん圧力であること。 イ）破壊強度は、15℃における封入圧の４倍以上であること。 ウ）輸送中又は使用環境下において、偶発的な発射又は放出が起こらないよう製造されたものであること。 エ）当該物件を構成する部品等は、危険な飛散をしないよう製造されたものであること。 オ）破壊された場合に、破片を生じない材料により製造されたものであること。 カ）物品の型式設計は、国連試験基準マニュアルの16.6.1.2（ｇを除く。）、16.6.1.3.1から16.6.1.3.6まで、16.6.1.3.7(b)及び16.6.1.3.8に従った火災試験を行った場合に、圧力容器が破片を生じず、物品又は物品の破片が10ｍを超えて飛散しないよう熱分解するシール又はその他内部圧を除去する装置により、圧力が除去されることが証明されたものであること。 キ）物品の型式設計は、包装物内で励起的作用が発生した場合であっても、包装物又は容器外に危険な影響を及ぼさないものであること。
A196	１）当該物件は、次式において得られるエネルギー貯蔵容量が0.3Whを超えるものに限り、次の基準に従い輸送すること。 $Wh = 1／2 C_N (U_R^2 - U_L^2) \times (1／3600)$ C_Nは、公称静電容量 U_Rは、定格電圧 U_Lは、定格下限電圧 ア）短絡を防止する措置を講じること。 イ）内部圧力を開放するように組み立てられていること。なお、開放とともに放出される液体は、容器又は当該物件が内蔵された機器により飛散が防止されていること。 ウ）平成28年１月１日以降に製造されたものについては、当該物件の外表面上にエネルギー貯蔵容量（単位はWh）が表示されていること。 エ）95kPaの圧力差に、漏えいなく耐え得ること。 ２）輸送許容物件を含まないキャパシタは、１）の基準(エ)を除く。)に従って輸送すること。 ３）エネルギー貯蔵容量が20Wh以下であって、かつ、当該物件を1.2ｍの高さから硬い水平面に落下させた場合に漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がない場合にあっては、輸送禁止物件に含まれないものとする。 ４）当該物件が、不測の作動を防止する措置がとられた装置に内蔵されており、かつ、強固な外装容器に収納されている場合にあっては、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A197	当該物件が、一の単一容器又は組合せ容器の一内装容器あたり５ℓ以下の液体又は５kg以下の固体である場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、容器及び包装は第７条（第２項を除く。）及び第９条の規定に従っていること。
A198	当該物件が、濡れていない、湿っていない又は油で汚染されていない場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A199	１）短絡又は不測の作動を防止する措置がとられておらず、危険な熱を発生させる可能性のあるニッケル水素電池又はニッケル水素電池を動力とする機器、装置及び車両は、輸送を禁止する。 ２）輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。
A200	当該物件は、第７条第２項で定める基準に従って輸送しなければならない。
A201	当該物件の旅客機による輸送は、国土交通大臣の輸送承認を要する。

別表第１備考三(三)「131」の項を次のように改める。

「131」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	
内装容器	外装容器
紙袋	１Ａ１，１Ａ２，１Ｂ１，１Ｂ２，１Ｄ，１Ｇ，１Ｈ１，１Ｈ２，１Ｎ１，１Ｎ２，４Ａ，４Ｂ，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ２，４Ｎ
プラスチック袋	
金属製容器	
ファイバ板製容器	